

第1回次期総合振興計画（区の将来像）に係る北区検討懇話会

次 第

日 時 平成30年11月28日（水）

午後 1時30分から

場 所 北区役所 B会議室

1 開会

2 挨拶

3 出席者紹介

4 座長及び職務代理の選出

5 意見交換

- (1) 北区における「課題」と「将来への期待」について
- (2) 北区の将来像・まちづくりのポイントについて
- (3) 北区の将来像の見直しについて

6 閉会

【当日配付資料】

- ・次第
- ・委員名簿
- ・席次表
- ・次期総合振興計画（区の将来像）に係る北区検討懇話会設置要綱
- ・北区の将来像の推進に係る懇話会傍聴要領

【事前配布資料】

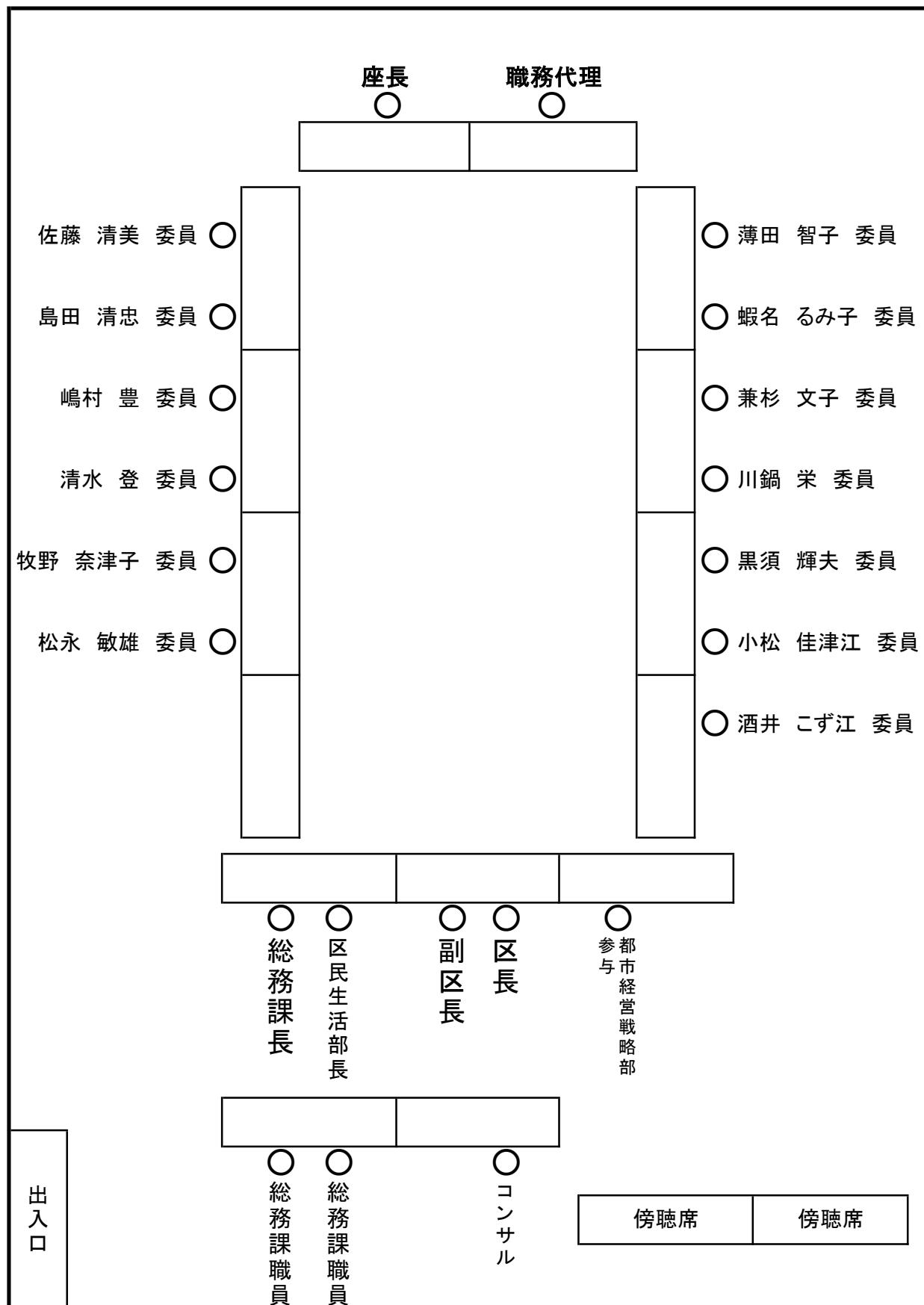
- ・資料1 北区の将来像・まちづくりのポイント
- ・資料2 北区の将来像の検討に向けたこれまでの取組及び市民意見

次期総合振興計画（区の将来像）に係る北区検討懇話会 委員名簿

(氏名 五十音順)

No.	団体名	役職	(フリガナ) 氏名
1	北区スポーツ振興会	会長	アゼカワ キヨカズ 畔川 清和
2	大宮警察署少年非行防止ボランティア連絡会	委員	ウスダ トモコ 薄田 智子
3	青少年育成さいたま市民会議 北区連絡会	常任理事	エビナ ルミコ 蝦名るみ子
4	さいたま商工会議所 商工振興委員会 北区商工振興委員会	委員	カネスキ フミコ 兼杉 文子
5	宮原地区自治会連合会	副会長	カワナベ サカエ 川鍋 栄
6	大宮盆栽協同組合	副理事	クロス テルオ 黒須 輝夫
7	さいたま市交通安全保護者の会（母の会） 北支部	支部長	コマツ カズエ 小松 佳津江
8	北区民生委員・児童委員協議会	会長	サカイ コズエ 酒井 こづ江
9	花いっぱい運動推進会	会員	佐藤 清美
10	大砂地区自治会連合会	会計監査	シマダ キヨタダ 島田 清忠
11	大砂地区社会福祉協議会	会長	シマムラ ユタカ 鳴村 豊
12	日進地区自治会連合会	副会長	シミズ ノボル 清水 登
13	スポーツ推進委員連絡協議会 北区支部	支部長	マキノ ナツコ 牧野 奈津子
14	植竹地区自治会連合会	副会長	マツナガ トシオ 松永 敏雄
15	さいたま市P T A協議会 北区連合会	会長	ワタナベ テツヤ 渡邊 哲也

次期総合振興計画(区の将来像)に係る北区検討懇話会 席 次



次期総合振興計画（区の将来像）に係る北区検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条 さいたま市の次期総合振興計画の策定に向けた検討に当たり、北区の将来像（現行基本計画第4部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、北区において活動する各種団体から意見を聴くため、次期総合振興計画（区の将来像）に係る北区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 懇話会の委員は、北区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

（座長）

第3条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 懇話会の会議の議長は、座長とする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、北区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行し、平成31年3月31日に効力を失う。

次期総合振興計画（区の将来像）に係る北区検討懇話会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、次期総合振興計画（区の将来像）に係る北区検討懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 傍聴の定員数は5人とし、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 撮影又は録音をしないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、会議において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第7条 審議会は、傍聴人に会議資料を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

受付番号_____

傍聴券

次期総合振興計画（区の将来像）に係る北区検討懇話会

注1 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。

2 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

後期基本計画

北区
の
将来像

私が住みたいまちづくり 市民参加で日々創造

—「ちょうどよいまち」から「もっとよい北区」—

まちづくりとは、日々、より良いものを創り続ける持続的なものです。住民、地域団体、事業者、行政など各主体が互いに協力して、豊かな自然と快適な生活環境の調和を図り、盆栽をはじめとする地域資源を生かしつつ、北区の魅力あるまちづくりを進めます。



プラザノース

まちづくりのポイント

1 安全で安心して元気に暮らせるまちをつくる

- 防災・防犯・事故防止に取り組む安全・安心なまちづくり
- 子育て環境の充実、健づくりへの支援、地域における支え合いなどによる、子どもから高齢者まで、誰もが心身ともに健康で元気に暮らせるまちづくり

2 良好的な住環境と円滑な交通環境をつくる

- 住宅、工場、農地及び自然環境との調和や景観形成、生活に身近なインフラ*の整備などによる良好で快適な住みやすい環境づくり
- 公共交通の充実、道路の整備、道路や駅のバリアフリー*化、自動車・自転車・歩行者の交通ルールの啓発と交通マナーの向上などによる安全で良好な交通環境づくり

3 教育・文化の充実とコミュニティの活性化を図り、ふれあいのあるまちをつくる

- 学校と地域の結び付きの強化などによる、地域への愛着心の育成と子どもを地域全体で育てる風土づくり
- 盆栽・漫画など固有の伝統文化の育成・継承とともに、新たな地域資源を発掘し、国内外への情報発信とこれらを生かしたまちづくり
- スポーツ・レクリエーションや、様々な生涯学習のための環境づくり
- 古くから住んでいる住民と新しい住民の交流や世代間交流、コミュニティ同士の交流など多様な交流が盛んなまちづくり
- 地域活動への住民の参加促進と行政の支援による元気な地域づくり



日進餅つき踊り

4 自然環境の豊かなまちをつくる

- 市民の森、三貴清水、北区の花「菜の花」や、盆栽町に代表される街なかの緑など豊かで心安らぐ緑地と、鴨川・芝川など水辺環境とのつながりによる、潤いのあるまちづくり
- 水と緑との共生に向けた、環境保全のための活動の充実と意識づくり



市民の森

5 産業の活性化を図り、働きやすい環境をつくる

- 地域資源を生かし、地域住民のニーズに密着した、人が集まり楽しく過ごせる活力ある商店街づくり
- 盆栽や漫画などの地域資源を活用した、多くの人が訪れる観光のまちづくり
- 地域産業の活性化と、事業者との連携による若者や女性などが働きやすい環境づくり



漫画会館

「北区の将来像」の改定状況（前期基本計画→後期基本計画）

	前期基本計画	後期基本計画
将来像	<p>私が住みたいまちづくり 市民参加で日々創造</p> <p>まちづくりとは、日々、より良いものを創り続ける持続的なものです。市民と行政が互いに支え合い、豊かな自然と快適な生活環境の調和を図り、地域資源を生かしつつ、北区の魅力あるまちづくりを進めます。</p>	<p>私が住みたいまちづくり 市民参加で日々創造</p> <p>—「ちょうどよいまち」から「もっとよい北区」—</p> <p>まちづくりとは、日々、より良いものを創り続ける持続的なものです。住民、地域団体、事業者、行政など各主体が互いに協力して、豊かな自然と快適な生活環境の調和を図り、盆栽をはじめとする地域資源を生かしつつ、北区の魅力あるまちづくりを進めます。</p>
まちづくりのポイント	<p>1 安全で安心な美しい生活環境の実現と円滑な交通の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活に密接に関わる治安、防犯、防災、公害防止、下水道、ごみ収集などに、地域活動を中心とした行政と住民の協働で取り組む安全・安心できれいなまちづくり ●住宅、工場、農地及び自然環境との調和や景観形成による、美しい街並みや良好な住環境の実現と地域特性を生かしたまちの特色づくり ●道路網の充実などによる円滑な東西交通の確保、公共交通網の拡充、道路や駅のバリアフリー化による、だれもがスムーズに安全に安心して移動できる総合的な交通対策の促進と交通環境の整備 <p>2 自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋敷林や雑木林、市民の森や三貫清水、盆栽町に代表されるまちなかの緑、公園や公共施設など既存の緑の保全・充実、公共空地の緑化、鴨川、芝川などの水辺環境を生かした水と緑とのネットワークの創出によるうるおいのあるまちづくり ●水と緑との共生に向けた、協働による環境保全の体制づくりと意識づくり <p>3 産業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域特性を生かし、地域住民のニーズに密着した、人が集まり楽しく過ごせる元気ある商店街づくり ●古くても輝きのある産業の育成と、地域生活と密着した新たな産業の創出・育成 <p>4 教育・文化の充実とコミュニティの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校と地域の結びつきの強化による、子どもを地域全体で育てる風土づくりと、地域への愛着心を育てる地域文化を取り入れた教育の推進 ●盆栽・漫画など固有の伝統文化の継承とその育成、世界に向けた発信と交流 ●公共施設の機能充実による、住民の地域活動や学習・レクリエーションの拠点の形成と協働による地域の活性化 ●古くから住んでいる住民と新しい住民の交流や世代間交流、コミュニティ同士の交流など多様な交流が盛んなまちづくり ●地域活動への住民の参加促進と行政による支援の充実、地域づくり <p>5 元気な暮らしの支援と福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもから高齢者まで、心身ともに健康で生き甲斐を持って暮らせるまちづくり ●日々安心して生活するための、子育て、高齢者への支援体制の整備促進 	<p>1 安全で安心して元気に暮らせるまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災・防犯・事故防止に取り組む安全・安心なまちづくり ●子育て環境の充実、健康づくりへの支援、地域における支え合いなどによる、子どもから高齢者まで、誰もが心身ともに健康で元気に暮らせるまちづくり <p>2 良好な住環境と円滑な交通環境をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅、工場、農地及び自然環境との調和や景観形成、生活に身近なインフラの整備などによる良好で快適な住みやすい環境づくり ●公共交通の充実、道路の整備、道路や駅のバリアフリー化、自動車・自転車・歩行者の交通ルールの啓発と交通マナーの向上などによる安全で良好な交通環境づくり <p>3 教育・文化の充実とコミュニティの活性化を図り、ふれあいのあるまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校と地域の結びつきの強化などによる、地域への愛着心の育成と子どもを地域全体で育てる風土づくり ●盆栽・漫画など固有の伝統文化の育成・継承とともに、新たな地域資源を発掘し、国内外への情報発信とこれらを活かしたまちづくり ●スポーツ・レクリエーションや、様々な生涯学習のための環境づくり ●古くから住んでいる住民と新しい住民の交流や世代間交流、コミュニティ同士の交流など多様な交流が盛んなまちづくり ●地域活動への住民の参加促進と行政による支援の充実、地域づくり <p>4 自然環境の豊かなまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民の森、三貫清水、北区の花「菜の花」や、盆栽町に代表される街なかの緑など豊かで心安らぐ緑地と、鴨川・芝川など水辺環境とのつながりによる、潤いのあるまちづくり ●水と緑との共生に向けた、環境保全のための活動の充実と意識づくり <p>5 産業の活性化を図り、働きやすい環境をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域資源を生かし、地域住民のニーズに密着した、人が集まり楽しく過ごせる活力ある商店街づくり ●盆栽や漫画などの地域資源を活用した、多くの人が訪れる観光のまちづくり ●地域産業の活性化と、事業者との連携による若者や女性などが働きやすい環境づくり

北区の将来像の検討に向けたこれまでの取組及び市民意見

～目次～

1 総合振興計画とは

2 次期総合振興計画の構成と「各区の将来像」の位置付け（案）

3 北区の人口及び世帯の状況

4 北区の将来像の実現に向けたこれまでの取組（平成25～30年度）

5 北区に関する市民意見

(1) さいたま市総合振興計画市民ワークショップ（平成30年度）

(2) さいたま市民意識調査（～平成29年度）

1 総合振興計画とは

長期的な展望に基づき、

- ・都市づくりの将来目標を示す
- ・市政を総合的、計画的に運営するため、
計画や事業の指針を明らかにする

市政運営の最も基本となる計画

○都市づくりの基本理念

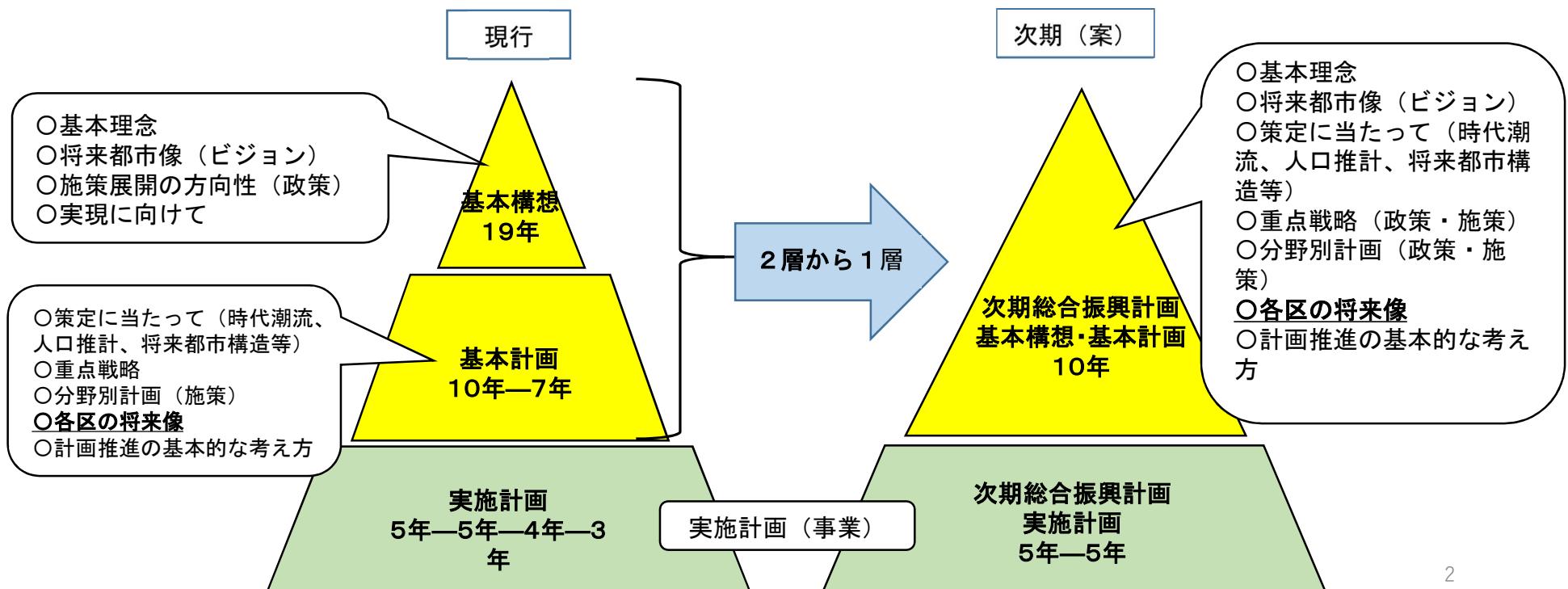
- ・市民と行政の協働
- ・人と自然の尊重
- ・未来への希望と責任

○目指すべき将来都市像

- ・多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市
- ・見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市
- ・若い力の育つゆとりある生活文化都市

2 次期総合振興計画の構成と「各区の将来像」の位置付け(案)

- ◆ さいたま市総合振興計画推進本部での策定基本方針の検討状況を踏まえ、現行の基本構想と基本計画を1層目にまとめ、その1層目に「各区の将来像」を位置付けます。
※さいたま市総合振興計画推進本部とは総合振興計画を推進・策定するために設置するもので、本部会議、幹事会、プロジェクトチームから構成されるもの
- ◆ 現行の「2020 さいたま希望のまちプラン」の基本計画に位置付けている「第4部 各区の将来像」と同様に、「**地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性を示すもの**」として、10区の「将来像」と「まちづくりのポイント」を掲載します。



3 北区の人口及び世帯の状況

年齢別人口と構成比（H30.11.1現在）

		北区	さいたま市
人口総数(単位:人)		147,073	1,301,230
内訳 (構成比・%)	14歳以下	19,944(13.6)	171,948(13.2)
	15～64歳	96,297(65.5)	832,046(63.9)
	65歳以上	30,832(21.0)	297,236(22.8)

出典：さいたま市統計

世帯数と世帯平均人数（H30.11.1現在）

	北区	さいたま市
世帯数	67,024	589,948
世帯平均人数 (単位:人)	2.19	2.21

出典：さいたま市統計

4 北区の将来像の実現に向けたこれまでの取組

まちづくりのポイント	これまでの主な取組	
	区の取組	他局の取組
1. 安全で安心して元気に暮らせるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・「北区子育て応援フェア」の開催（保育施設等の紹介・入所相談、子育て情報の提供等） ・子どもがつくるまち「ミニ北区」の開催 ・妊娠期からの子育て応援（妊娠・出産包括支援センターにおける妊娠・出産・育児に関する相談・情報提供等、母親・両親学級の開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北区夏休み防犯フェア」の開催 ・「北区防犯デー」・「北区防犯講習会」の開催 ・青色防犯パトロールの実施 ・LED街路灯の整備 ・「避難所運営訓練」の実施 ・「北区ウォーキング教室」の開催 ・「認知症サポーター養成講座」の開催 ・生活習慣病予防事業(運動教室)
2. 良好的な住環境と円滑な交通環境をつくる	・交通安全キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市内幹線道路整備事業 ・下水道浸水対策事業 ・日進駅周辺まちづくり推進事業
3. 教育・文化の充実とコミュニティの活性化を図り、ふれあいのあるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・「北区ウォーキングイベント」の開催 ・「北区民まつり」の開催 ・「北区文化まつり」の開催 ・「北区パフォーマンス隊」の結成 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北区少年少女・親子サッカー教室」、「北区野球教室」の開催 ・北区市民活動ネットワーク登録団体の活動支援
4. 自然環境の豊かなまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・北区の花「菜の花」・北区の地域資源「盆栽」のPR ・区役所南側の壁面に緑のカーテンを設置 	
5. 産業の活性化を図り、働きやすい環境をつくる	・北区の花「菜の花」・北区の地域資源「盆栽」のPR	・大宮盆栽美術館管理運営事業

5 北区に関する市民意見

(1) さいたま市総合振興計画市民ワークショップ

良いところ（強み）

- 外国人が観光に来る（盆栽町）
- プラザノースを中心に商業施設が充実している
- 自然災害による被害が少ない
- 子育て環境が良い（病院がある）
- 縁豊かな所と市街地がある

改善が必要なところ（弱み）

- 駅周辺、個人商店の活気が少ない
- 縁や歴史伝統を愛する文化風土の醸成・活性化
- 地域交流が少ない・色々な世代が参加するイベントが少ない
- 地域自治会の高齢化

「北区のまちづくりのポイント」について ～今後どういったことに重点的に取り組んでいったらよいいか～

- 日進・宮原・東宮原・大宮を行くシャトルバスの運行
- 人口増加にともなう駅の強化
- 文化・伝統・歴史の価値認識（盆栽村）
- ショッピングモールを中心とした他地区からの集客
- 教育の向上や学習環境を作る
- コミュニティの機会の充実
- 商店街の充実、イベント実施
- 公園等の整備
- 小中学生向けの防犯強化

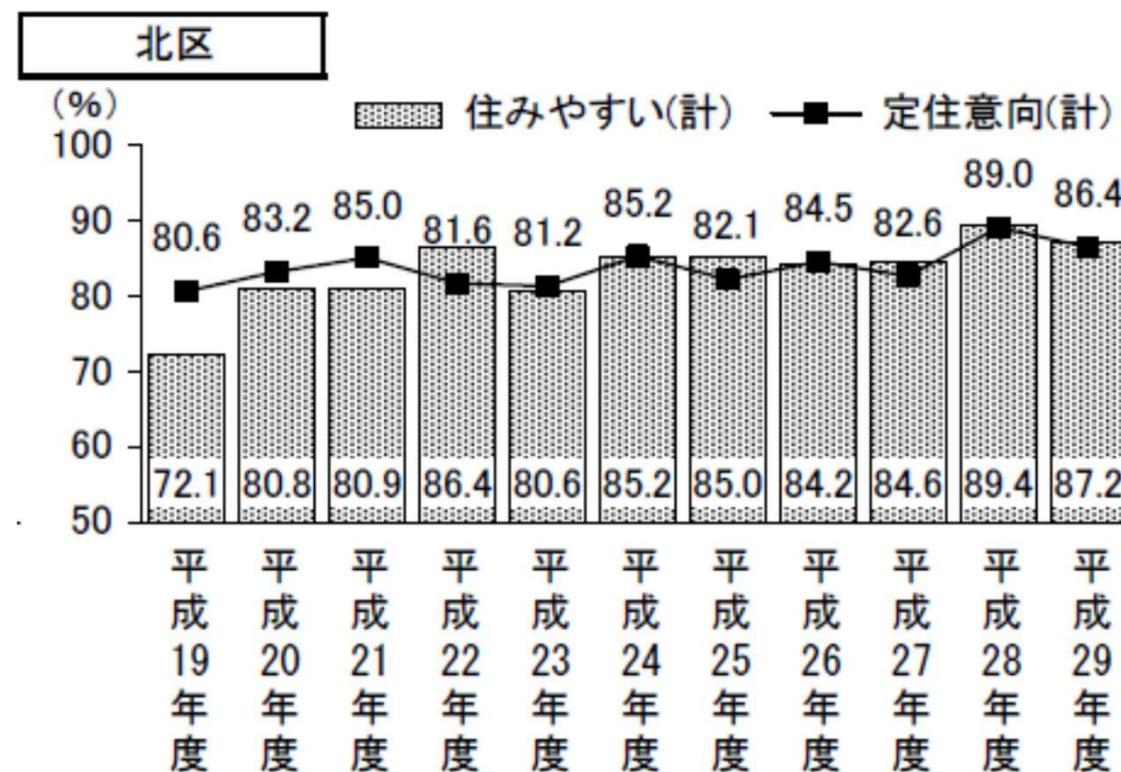
(2) さいたま市民意識調査

さいたま市市民意識調査とは・・・

広聴活動の一環として、施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、市民意識を調査するもの

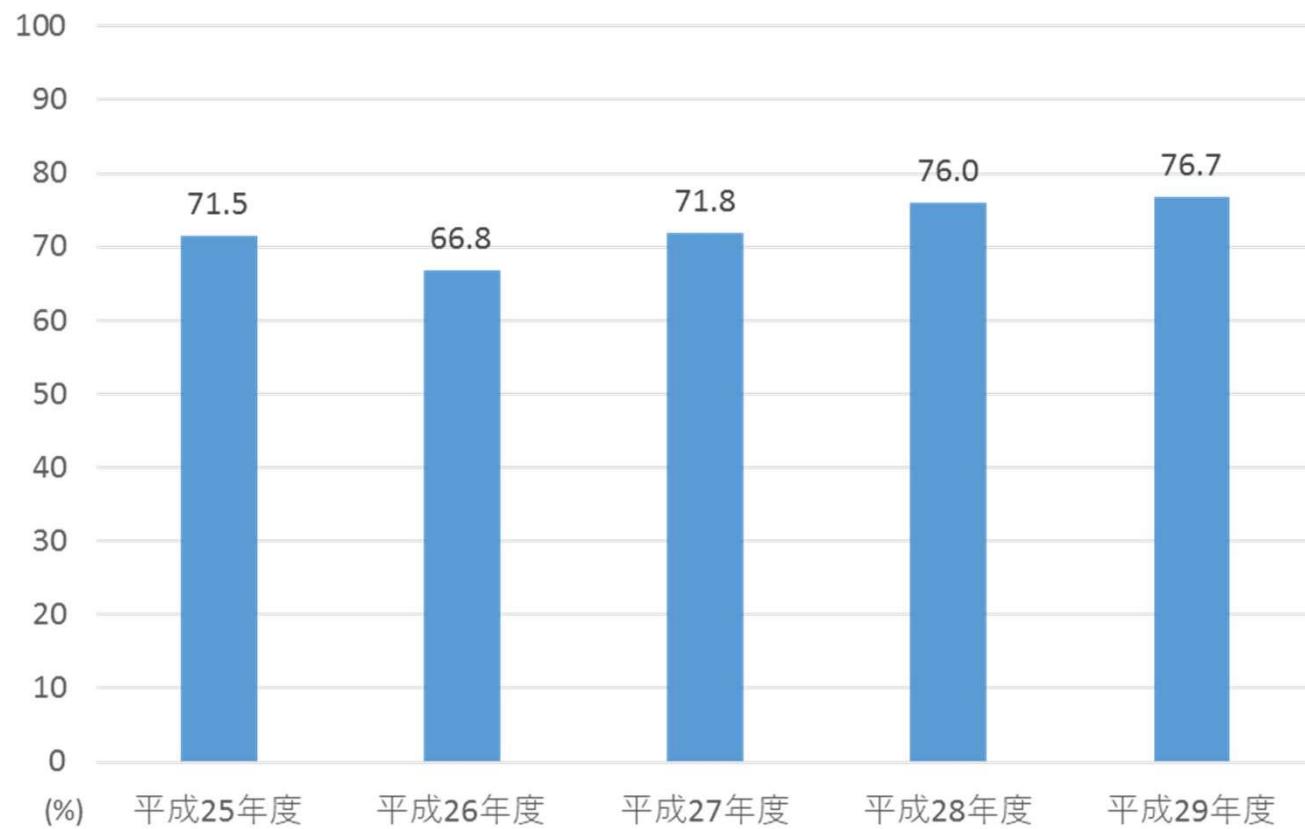
○住みやすさと定住意向

問 あなたがお住まいの「地域」の住み心地はどうですか。
あなたは、現在お住まいの地域にこれからも住みたいと思いますか。



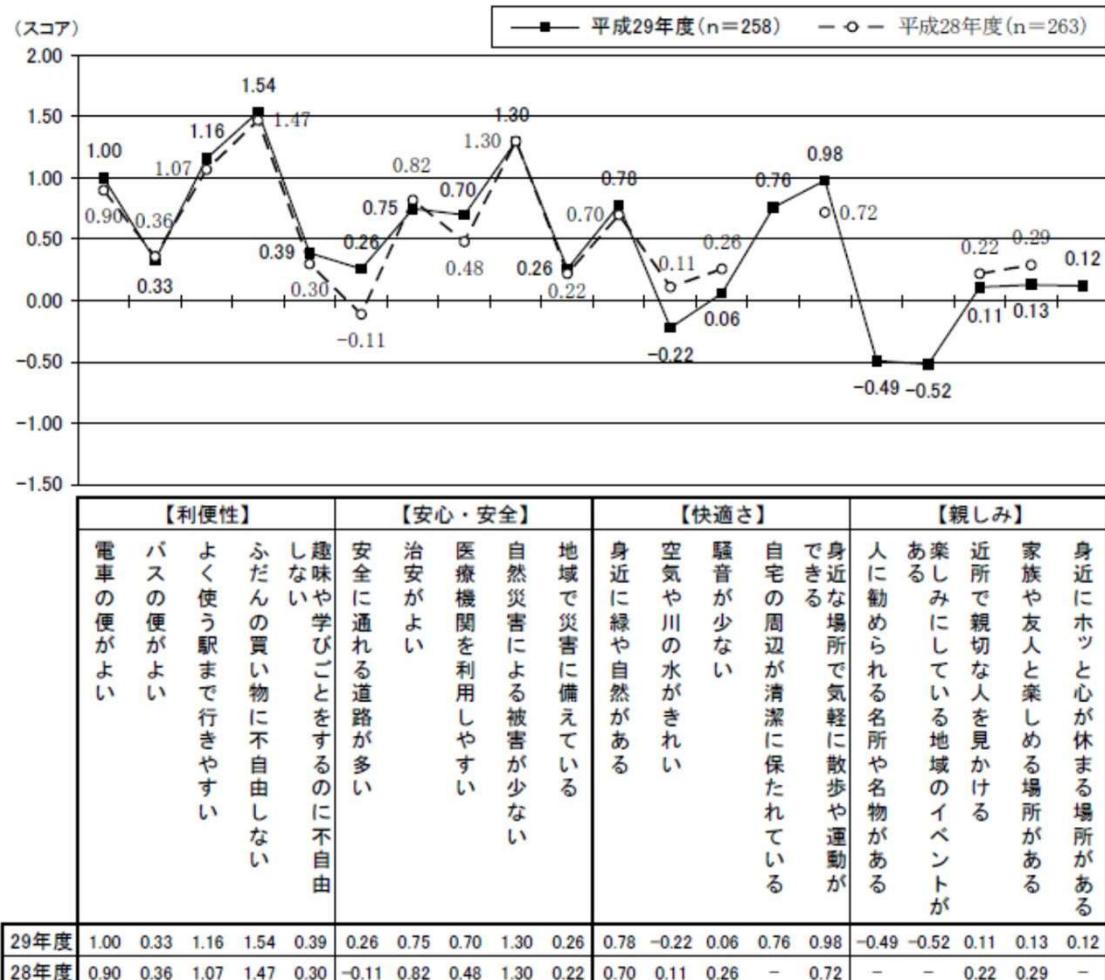
○生活満足度【北区】

問 あなたは今の生活に満足していますか。



○居住地域のイメージ【北区】

問 あなたはお住まいの「地域」が、どのような地域だと思いますか。



※スコアは、各項目に下記の得点を与え、回答者数で加重し、平均得点を求めたもの。

あてはまる+2、ややあてはまる+1、あまりあてはまらない-1、あてはまらない-2

・北区のイメージをスコアでみると、「ふだんの買いたい物に不自由しない」(1.54)が最も高く、次いで「自然災害による被害が少ない」(1.30)、「よく使う駅まで行きやすい」(1.16)、「電車の便がよい」(1.00)の順であった。

一方、マイナス項目は少なく、「楽しみにしている地域のイベントがある」(-0.52)、「人に勧められる名所や名物がある」(-0.49)、「空気や川の水がきれい」(-0.22)が低くなっている。

平成28年度の調査結果と比較すると、「安全に通れる道路が多い」が0.37ポイント増加している。

※（注記1）「趣味や学びごとをするのに不自由しない」は、平成28年度調査では「仕事や学校をいろいろ選べる」としていた。

（注記2）「自然災害による被害は少ない」は、平成28年度調査では「風水害による被害が少ない」としていた。

（注記3）「地域で災害に備えている」は、平成28年度調査では「災害時に地域で助け合える備えがある」としていた。

（注記4）「空気や川の水がきれい」は、平成28年度調査では「空気や川などの環境が守られている」としていた。

（注記5）「近所で親切な人を見かける」は、平成28年度調査では「近所に顔見知りが多い」としていた。

（注記6）「家族や友人と楽しめる場所がある」は、平成28年度調査では「家族や友人と楽しめる場所がいくつもある」としていた。